

【質問】

ページ	項目	内容	事務局対応
19	2.こども (2)施策の基本的方向	「③不登校への取組」の1行目に「不登校は、「学校での学ぶ権利」とある。「学校で学ぶ権利」とした場合の違いがあるか。	学校における学びという意味あいでの「で」としていますが、「で」と大きく意味が変わるものではありませんので、分かりやすい「学校で」という表現に修正します。
37	6.外国人	(2)施策の基本的方向」の「②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進」において、外国人住民への防災研修や、災害時における外国人（特に日系ブラジル人）への対応について、どのように考えているか。	島根県西部地震の際は、特に日系ブラジル人に不安と混乱があったと聞いており、日本人と同じような防災知識を持っていない外国人住民への防災意識の普及啓発と、災害時の効果的な対応方法については、大きな課題であると認識しています。 県では現在、防災ハンドブックを多言語（やさしい日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、タガログ語）で作成して配布しているほか、県の防災訓練に外国人住民の参加を促進することにより、防災意識の普及啓発を図っております。 また、大規模災害が発生した場合は、多言語による迅速な情報伝達等の対応が困難であることが予想されることから、しまね国際センターに登録している「災害時外国人サポーター」の充実や、関係団体等との協力体制の構築が重要であると考えています。市町村や国際交流団体等との連携強化のほか、今後は、外国人が多く働く企業との連携なども検討してまいります。
38	6.外国人	「(2)施策の基本的方向」の「③外国人住民のための労働環境の整備」において、労働関係制度の変更について、県内企業等にどのように周知され、研修を行うことを想定されているか。 (例) 昨年外国人技能実習制度の変更	県では、昨年11月に施行された技能実習法により、県内の監理団体や受入企業にどのような課題が生じているかを個別訪問や会議を開催し把握に努めているところです。 また、同法により外国人技能実習生の受入や雇用に伴う規制強化や制度の拡充などがあったことから、県では、本年6月、技能実習制度の概要や、雇用管理上の留意点などを示したパンフレットを作成し、県内企業や経済団体等に対して周知しました。 なお、現時点では、（公財）国際研修協力機構による技能実習法関係の研修事業が実施されているなど、企業向けの研修機会があることから、県による企業向け研修は予定していません。

【意見】

ページ	項目	内容	事務局対応
1	第1章-1	脚注のヘイトスピーチの説明について、同じ言葉が繰り返されるなど、読みづらさを感じた。	修正します。
13	1.女性 (1)現状と課題	4つめの段落の最後に【「女はこうだ」と特定の役割や立場を強いるのではなく、多様な女性の生き方を支える社会の形成こそ、女性の人権問題の解決にとって重要です。】と続けてはいかがか。	趣旨を反映した文章を加筆します。
19	2.こども (2)施策の基本的方向	「①「子どもの権利条約」などの理解促進」の2行目に「人を大切にされた教育指導が行われるよう…」とある。文脈の中で意味がわかりづらいように感じた。	意味がわかりやすくなるように、「人を大切にされた教育指導」→「自らの権利を知ることは自分を大切にできることにつながり、自らを大切にできる人は他人も大切にできることを根底においた指導」と修正します。
28	4.障がいのある人	「⑥就労支援の取組」に使用されている「合理的配慮」について、脚注を加えてはいかがか。	加筆します。
49・50	10.LGBT等 (2)施策の基本的方向 ②学校における取組	「児童生徒への理解教育」の内容を盛り込むことが適切と考える。 近年、県教委の指導により、「障がい理解教育」の必要性が盛んに言われるようになり、現場においてその取組が活発に行われるようになった。LGBT等についても県教委からの働きかけがあってこそ、現場において、児童生徒への理解が進むと思われる。	「LGBT等についての児童生徒への理解教育」について、ご指摘のように様々な人権課題に関して児童生徒への理解教育が進められることは重要であると考えます。その際には、児童生徒（当事者含む）の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、きめ細やかな対応や指導が大切であると考えます。今回の改定には「児童生徒への理解教育」という文言はありませんが、「(2) 施策の基本的方向」リード文の終末部分「学校においては、児童生徒に対するきめ細やかな対応に取り組めます」の「きめ細やかな対応」に含まれています。
49・50	10.LGBT等 (2)施策の基本的方向 ②学校における取組	「組織的な支援」とは具体的にどのような支援を示すのか。曖昧でわかりづらい。	「組織的な支援」とは、最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、例えば、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）や「ケース会議」（校外）等を適時開催しながら対応を進めることなどを想定しています。